

情 審 第 3 8 号  
平成28年 1 月21日

長野市長 加 藤 久 雄 様

長野市情報公開審査会  
会 長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年11月26日付け27庶第352号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が平成27年 8 月20日付け27庶第216号で長野市行政情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った「現在の加藤久雄市長が引き受けた事務引継書の起案文書及び原本」（以下「本件対象文書」という。）のうち、部分公開とした職員の印影及びサインは、公開すべきである。その余の非公開とした部分は、妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

#### (1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成27年 8 月10日付け（市庁舎到着日：平成27年 8 月10日）で本件対象文書の公開請求を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書に係る情報について、条例第7条第2号、第3号及び第5号に該当する部分公開情報であるとし、平成27年 8 月20日付けで本件処分を行い、異議申立人に通知した。

#### (3) 異議申立て

これに対して、異議申立人は、本件処分を不服として、平成27年10月24日付け（市庁舎到着日：平成27年10月27日）で実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

#### (4) 諮問

実施機関は、平成27年11月26日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書の開示請求に対し、平成27年 8 月20日付けで実施機関が行った本件処分について決定を取消し、すべての公開を求めると

いうものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。

イ 本件非公開情報は条例第7条の非公開情報に該当しない。

ウ 実施機関の理由説明書における2の(1)については、公開している市がある。また、2の(2)から(5)については、理由提示義務を懈怠した瑕疵の説明とは認められないため、実施機関はさらなる不開示理由説明書を提出し、説明責任を果たすべきである。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書において行った主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 起案文書及び原本の印影

起案文書及び原本の印影は、職員個人の印章であることへの配慮及び偽造防止等の観点から非公開としており、長野市情報公開条例第7条第2号に該当するものとして非公開としたもので、サインについても同様に扱うものとする。

(2) 「意見書項目5頁（商工観光部）3将来企画すべき事項 3」及び「商工観光部 意見書3頁 3将来企画すべき事項 3」

非公開とした情報は、最終決定までの一段階にある情報であり、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えると認められるため、長野市情報公開条例第7条第3号及び第5号に該当するものとして非公開としたものである。

(3) 「環境部 意見書1頁 1処分未了の事項 4」における個人氏名

廃棄物に係る措置命令取消等請求事件に関する原告の氏名については特定の個人を識別できる情報であることから、長野市情報公開条例第7条第2号に該当するため非公開としたものである。

(4) 「都市整備部 意見書4頁 2未着手の事項 1」

公園整備に関する情報については、不確定な情報であり、公開することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、長野市情報公開条例第7条第5号に該当するものとして非公開としたものである。また、綱島公園整備に関する情報については、法人情報に関わる内容であり、公開することにより用地の取得に係る事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、長野市情報公開条例第7条第3号に該当するものとして非公開としたものである。

(5) 「意見書項目6頁（都市整備部）3将来企画すべき事項 4」及び「都市整備部 意見書5頁 3将来企画すべき事項 4」

非公開とした情報は不確定な情報であり、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、長野市情報公開条例第7条第5号に該当するものとして非公開としたものである。また、(1)から(5)のいずれも、長野市情報公開条例第7条のただし書に該当しないことから非公開としたものである。

なお、次の情報については、公開すべきところ誤ってマスキングを施したものであり、今回追加で公開するものとしている。

ア 長野市長事務引継書 意見書項目 都市整備部 3 将来企画すべき事項の 1 件

イ 長野市長事務引継書 生活部 意見書 2 未着手の事項（工事関係）の予算額 4 件

## 5 審査会の判断理由

### (1) 基本的な考え方

条例第 1 条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する行政情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

### (2) 本件対象文書の内容

本件対象文書である「市長引継書」は、加藤市長が就任にあたり鷺澤前市長から引継ぎを行う際の起案文書及び引継ぎを行った際の引継書原本である。

### (3) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てにおける争点は、本件処分の対象文書が条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の非公開情報に該当するかどうかであり、その点について調査審議する。

#### ア 起案文書及び原本における印影の条例第 7 条第 2 号の該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とする。

その上で、同号は更にただし書において、「ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開することとしている。

このように公務員情報に関する例外的公開規定は、公務員の職務遂行に関す

る情報も個人に関する情報であるが、その性格上、公益性が強いため、当該情報に含まれる公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容については、特段の事情がない限り、当該規定により個人情報の例外とみなして公開することを求めている。

実施機関によると、職員の職及び氏名は公開としているが、印影及びサインは印影の一部をマスキングした上で部分公開としている。その理由としては、押印（押印に代わるサインを含む）行為は職務遂行に係る内容であるが、使用している印章は、職員が個人的に購入し使用しているものであり、個人印であることへの配慮及び偽造防止等の観点によるものとする。

まず、職員の印影やサインは、職員の職や氏名の一部を構成するか少なくともこれに準ずるものであり、これを特別に扱って非公開とする理由は見いだしがたい。

実施機関の説明が、本号ただし書ウの括弧書に記載された「当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当するかについても、公務員の職務遂行の内容に係わる部分は原則公開とされていることから、厳格に解釈する必要性があり、「公開することによる権利利益の不当な侵害のおそれ」とは、抽象的なものではなく、「法的保護に値する具体的な侵害のおそれ」でなければならないと考える。

本件において使用された印章は、職員個人のものであるが公務のために用意され、公務遂行にあたり使用しているものであることから、その偽造のおそれも抽象的なものであると言わざるを得ない。

よって、「当該個人の権利利益を不当に害するおそれ」はなく、条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開すべきであると判断する。

イ 「意見書項目5頁（商工観光部）3将来企画すべき事項 3」及び「商工観光部 意見書3頁 3将来企画すべき事項 3」における非公開部分は、法人に関する情報であり、内容も未決定事項であることから、現時点での公開は市民に不正確な理解や誤解を与えると認められる情報であり非公開とすべきである。

ウ 「環境部 意見書1頁 1処分未了の事項 4」における非公開部分は、廃棄物に係る措置命令取消等請求事件に関する原告の氏名であり、条例第7条第2号に該当する個人情報であり非公開とすべきである。

エ 「都市整備部 意見書4頁 2未着手の事項 1」における公園整備に関する非公開部分は、具体的な処理手順及び方法が確定しておらず、公開することにより不確定な情報による市民の混乱を招くことが予想される。また、綱島公園整備に関する非公開部分は、交渉相手の法人に係る情報であり、未決定の段階での公表が用地取得に係る交渉事務に支障を及ぼす可能性も否定できないことから非公開とすべきである。

オ 「意見書項目6頁（都市整備部）3将来企画すべき事項 4」及び「都市整備部意見書5頁 3将来企画すべき事項 4」の非公開部分は、先行する計画の推進にあたり、今後想定される事項が記載されているが、現時点では具体的

な計画に至っていないことから、公開することは、地域住民をはじめとする市民に混乱を生じさせるおそれがあることから非公開とすべきである。

(4) その余の異議申立理由について

異議申立人の理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張及び(3)イからオについて非公開理由の説明がなされていないという主張については、本件処分に係る非公開理由の記載及び異議申立てに対する理由説明書において説明がされていることから、理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとはいえないと判断する。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 田下 佳代、委員 雨宮 一雄

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年11月26日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○審議
平成27年11月27日	○異議申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成27年12月1日	○異議申立人から意見書を受領
平成27年12月17日 (審査会)	○審議
平成28年1月21日 (審査会)	○審議 ○答申